

特記仕様書

往郷山国有林 森林環境保全整備事業 北信4

[illegible]

※天Ⅰ地拵:風倒等により、上方が大きく開けた場所(空間)については、等高線沿いに筋刈を実施すること。

※刈幅・置幅については、監督職員の指示により実施すること。

※刈幅・置幅の距離は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合は実際の距離(斜距離)に直した距離とする。

特記仕様書

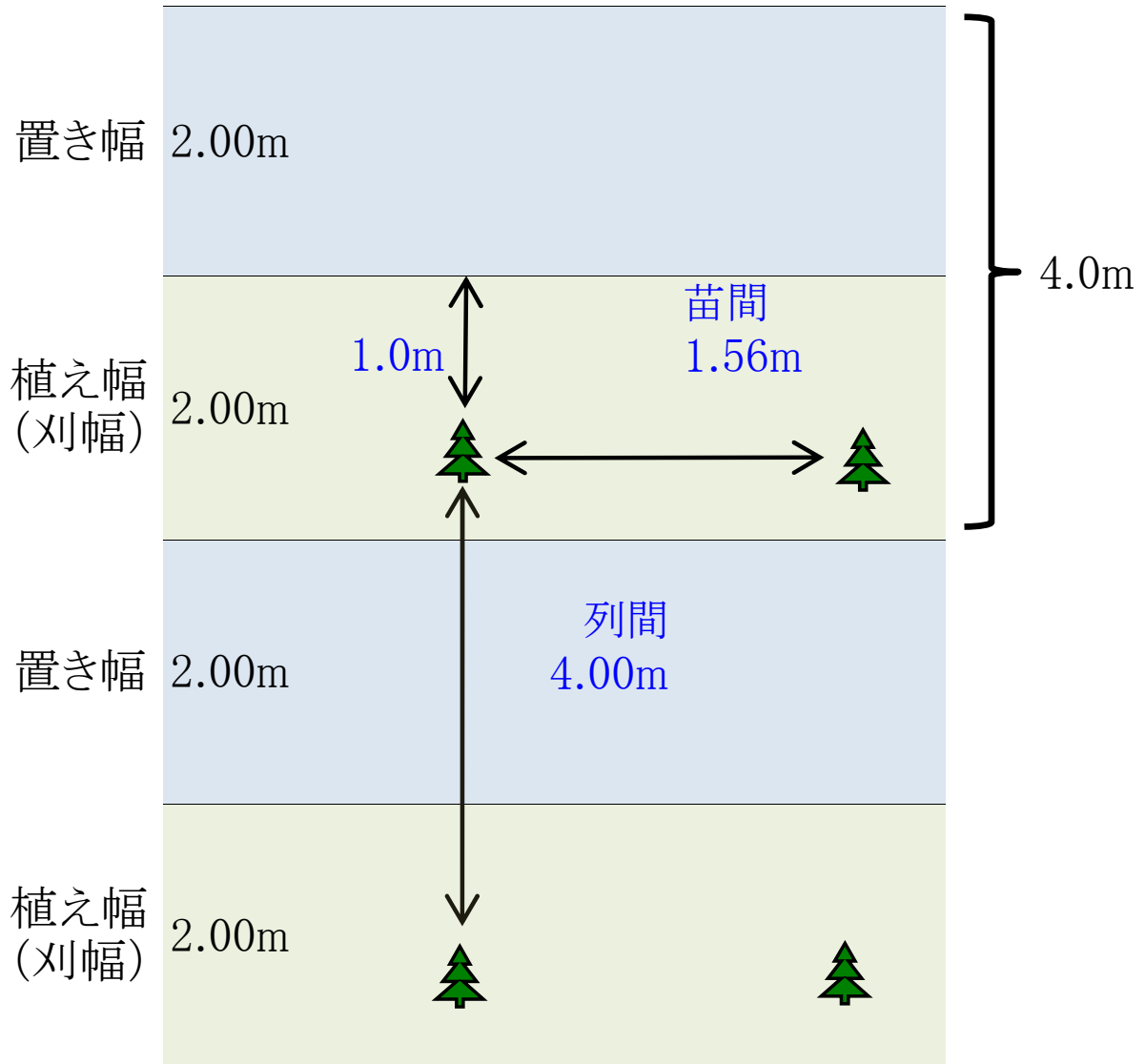
往郷山国有林 森林環境保全整備事業 北信4

[illegible]

※補植作業の場合は、既往の植栽木のうち『枯損・著しい芯枯れ』等、将来にわたって成林の見込のない枯損木を抜き取りその位置に植える。ただし、その位置が植付に適さない場合は、枯損木を抜き取らずに隣接する箇所に植えることとする。なお、抜き取った枯損木はその場に存置すること。

※広葉樹の植栽木は、赤テープ付ける等して表示すること。

地拵・植付標準間隔図



適用小班
植付本数

149れ
1607本/ha

特記仕様書

往郷山国有林 森林環境保全整備事業 北信4

[illegible]

※刈幅の距離は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合は実際の距離(斜距離)に直した距離とする。

特記仕様書

[illegible]

特記仕様書

事業内訳書により個別で事業期間が指定されている作業について、下記期日までに監督職員と調整の上部分完了届等を提出すること。

作業種	提出期限	備考
下刈、除草工	令和7年9月30日	部分完了届
新植地拵、新植植付	令和7年10月31日	完了届

注1： 作業が完了している場合は可能な限り纏めて部分完了届を提出すること。

注2： 契約内容の変更により事業期間が変更された場合は、変更後の事業期間末日までとする。